

家庭育児応援手当

家庭での育児を望んでいる世帯が、安心して育児を行える環境を整えるため、在宅で育児をしている家庭に家庭育児応援手当を支給します。

🌸 対象世帯 下記のすべてに該当している世帯

- ・ 敦賀市内に住民登録がある
- ・ 育児休業給付金を受給していない
- ・ 同一世帯に子どもが2人以上いる
- ・ 2人目以降のお子さんが生後8週～満3歳未満で
幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所に在園していない
- ・ 市町村民税所得割合算額が57,700円未満
(ひとり親世帯等は77,101円未満) 【9月から所得制限撤廃】
- ・ 生活保護法による保護を受けていない
- ・ 暴力団員や公序良俗に反する者でない

裏面「対象者確認チャート」にてご確認ください

🌸 手当額

対象世帯の2人目以降のお子さん1人あたり月額1万円

🌸 支給時期

6月(1~4月分) 10月(5~8月分) 2月(9~12月分)



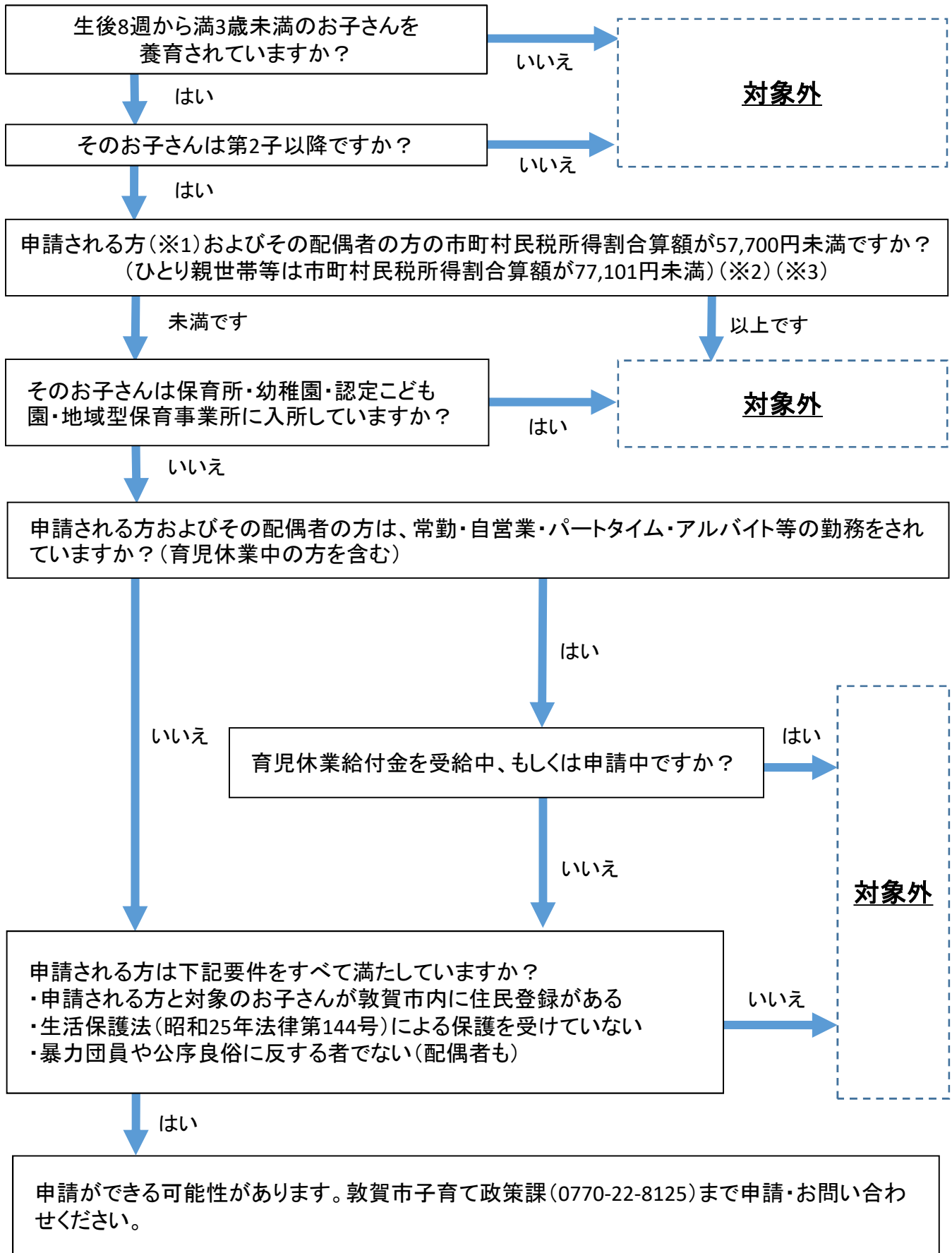
詳しい申請方法は
敦賀市HPをご確認ください。



敦賀市福祉保健部子育て政策課
TEL: 0770-22-8125

令和6年6月作成

家庭育児応援手当 対象者確認チャート



※1 原則、児童手当受給者が申請者となりますが、児童手当受給者が別居されている場合はお子さんと同居されている他の養育者が申請してください。
 ※2 父母の収入状況により、同一世帯内の祖父母等の収入が算定対象となる場合があります。
 ※3 8月支給分まで所得制限があります。9月支給分からは所得制限が撤廃されます。